

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和7年11月20日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和7年11月20日(木)

午前11時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第20号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

報告第21号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

報告第22号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長(課長相当職を
含む。)以上の人事について **【非公開案件】**

3 そ の 他

いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について **【非公開案件】**

5 閉 会

報告第20号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和7年11月20日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和7年11月11日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	311,000	367,200	436,700
	2	215,300	261,200	312,800	368,600	438,500
	3	217,600	262,600	314,600	370,000	440,300
	4	219,900	264,000	316,400	371,400	441,900
	5	222,100	265,400	318,200	372,800	443,400
	6	224,400	266,600	320,000	374,100	444,900
	7	226,600	267,800	321,800	375,400	446,700
	8	228,800	269,000	323,500	376,700	448,500
	9	231,000	270,300	325,200	377,900	450,200
	10	233,200	271,400	327,000	379,400	452,000
	11	235,400	272,500	328,800	380,900	453,900
	12	237,600	273,700	330,600	382,300	455,700
	13	239,800	275,000	332,500	383,600	457,400
	14	241,900	276,700	334,300	385,100	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,600	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100
	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	493,400
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	494,000
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	494,700
41	278,500	326,600	377,500	423,900	495,300	

42	279,500	328,500	379,100	425,300	495,900
43	280,500	330,300	380,700	426,600	496,500
44	281,400	332,000	382,200	428,000	497,200
45	282,000	333,600	383,700	429,400	497,800
46	282,800	335,500	385,300	430,700	498,400
47	283,600	337,200	386,800	432,200	499,000
48	284,400	338,900	388,300	433,700	499,700
49	285,100	340,600	389,800	435,300	500,300
50	285,900	342,300	391,300	436,700	500,900
51	286,600	344,000	392,800	438,300	501,500
52	287,400	345,700	394,200	439,800	502,200
53	288,200	347,400	395,500	441,500	502,800
54	289,000	348,700	397,000	443,000	503,400
55	289,700	350,000	398,400	444,600	504,000
56	290,500	351,300	399,800	446,200	504,700
57	291,200	352,800	401,300	447,700	505,300
58	291,800	354,400	402,900	449,200	505,900
59	292,600	355,900	404,500	450,400	506,500
60	293,400	357,500	405,900	451,600	507,200
61	294,100	358,900	407,100	452,800	507,800
62	294,700	360,500	408,500	454,100	
63	295,500	362,100	409,900	455,300	
64	296,100	363,500	411,200	456,500	
65	297,100	365,000	412,400	457,600	
66	297,900	366,600	413,600	458,800	
67	298,600	368,200	414,900	460,000	
68	299,300	369,700	416,200	461,200	
69	299,900	371,200	417,500	462,400	
70	300,600	372,800	418,800	463,600	
71	301,300	374,300	420,200	464,800	
72	302,000	375,800	421,400	466,000	
73	302,700	377,300	422,600	467,100	
74	303,400	378,900	424,000	467,700	
75	304,100	380,500	425,400	468,200	
76	304,600	382,000	426,700	468,700	
77	305,200	383,400	427,900	469,200	
78	305,800	384,800	429,100	469,800	
79	306,500	386,200	430,400	470,300	
80	307,100	387,500	431,800	470,800	
81	307,600	388,800	433,100	471,300	
82	308,200	390,200	434,300	471,900	
83	308,900	391,500	435,300	472,400	
84	309,600	392,800	436,500	472,900	
85	310,200	393,900	437,700	473,400	
86	311,000	395,300	438,800	474,000	
87	311,700	396,600	440,000	474,500	
88	312,300	397,900	441,000	475,000	
89	313,000	399,100	442,100	475,500	

90	313,800	400,400	443,100	476,100
91	314,600	401,500	444,100	476,600
92	315,400	402,700	445,100	477,100
93	315,900	403,900	446,000	477,600
94	316,700	405,000	446,800	478,200
95	317,500	406,200	447,600	478,700
96	318,300	407,400	448,400	479,200
97	318,900	408,800	449,100	479,700
98	319,600	409,800	449,500	480,300
99	320,400	410,800	449,900	480,800
100	321,100	411,800	450,300	481,300
101	321,900	412,700	450,700	481,800
102	322,700	413,700	451,000	
103	323,600	414,800	451,300	
104	324,400	415,900	451,500	
105	325,000	416,600	451,800	
106	325,800	417,500	452,100	
107	326,600	418,400	452,400	
108	327,400	419,300	452,600	
109	328,100	420,100	452,800	
110	328,500	420,900	453,100	
111	328,800	421,700	453,400	
112	329,300	422,500	453,600	
113	329,800	423,100	453,800	
114	330,200	423,800	454,100	
115	330,600	424,500	454,400	
116	331,000	425,200	454,600	
117	331,500	425,800	454,800	
118	332,000	426,300		
119	332,400	426,600		
120	332,900	426,900		
121	333,400	427,200		
122	333,800	427,500		
123	334,200	427,800		
124	334,700	428,000		
125	335,200	428,200		
126	335,500	428,500		
127	335,800	428,800		
128	336,100	429,000		
129	336,300	429,200		
130	336,600	429,500		
131	336,900	429,800		
132	337,100	430,000		
133	337,300	430,200		
134	337,500	430,500		
135	337,700	430,800		
136	338,000	431,000		
137	338,300	431,200		

	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	311,000	337,100	426,000
	2	215,300	236,400	312,800	339,200	427,500
	3	217,600	238,800	314,600	341,300	429,000
	4	219,900	241,300	316,400	343,400	430,400
	5	222,100	243,700	318,200	345,400	431,700
	6	224,400	246,100	320,000	347,500	433,100
	7	226,600	248,500	321,800	349,600	434,500
	8	228,800	251,000	323,500	351,700	435,900
	9	231,000	253,400	325,200	353,700	437,300
	10	233,200	255,000	327,000	355,800	438,700
	11	235,400	256,600	328,800	357,900	440,100
	12	237,600	258,200	330,600	359,900	441,400
	13	239,800	259,800	332,500	361,900	442,700
	14	241,900	261,200	334,300	363,400	444,100
	15	244,000	262,600	336,100	364,900	445,500
	16	246,100	264,000	337,800	366,300	446,900
	17	248,200	265,400	339,400	367,700	448,100
	18	250,000	266,600	341,300	369,000	449,400
	19	251,700	267,800	343,200	370,300	450,600
	20	253,400	269,000	345,000	371,700	451,900
	21	255,100	270,300	346,800	373,100	453,000
	22	256,400	271,400	348,800	374,400	454,100
	23	257,700	272,500	350,600	375,700	455,300
	24	258,900	273,700	352,300	376,900	456,500
	25	260,100	275,000	354,000	378,100	457,800
	26	261,200	276,700	355,700	379,400	459,000
	27	262,300	278,400	357,200	380,600	460,100
	28	263,400	280,100	358,800	381,800	461,200
	29	264,600	281,800	360,400	382,800	462,400
	30	265,700	283,800	361,700	384,000	463,200
	31	266,800	286,000	362,900	385,200	464,000
	32	267,800	288,200	364,000	386,300	464,900
	33	268,900	290,400	365,300	387,300	465,800
	34	269,900	292,600	366,700	388,500	466,200
	35	270,900	294,800	368,100	389,700	466,700
	36	272,000	296,900	369,400	390,800	467,200
	37	273,200	298,900	370,600	391,800	467,700
	38	274,100	300,800	372,000	393,000	468,100
	39	275,100	302,700	373,300	394,100	468,600
	40	276,200	304,500	374,600	395,200	469,100
	41	277,400	306,300	375,800	396,300	469,600
	42	278,500	308,200	377,200	397,500	470,000
	43	279,600	310,000	378,500	398,700	470,500
44	280,700	311,700	379,800	399,800	471,000	

45	281,600	313,400	381,100	400,800	471,500
46	282,400	315,200	382,300	401,900	471,900
47	283,200	316,900	383,400	403,100	472,400
48	284,000	318,500	384,600	404,300	472,900
49	284,600	320,100	385,800	405,500	473,400
50	285,400	321,800	387,000	406,800	473,800
51	286,100	323,600	388,200	407,900	474,300
52	286,800	325,300	389,300	409,100	474,800
53	287,600	326,600	390,400	410,200	475,300
54	288,400	328,500	391,600	411,500	
55	289,000	330,300	392,800	412,500	
56	289,700	332,000	393,900	413,600	
57	290,400	333,600	395,000	414,800	
58	291,200	335,500	396,300	416,000	
59	292,000	337,200	397,500	417,200	
60	292,600	338,900	398,600	418,400	
61	293,200	340,600	399,500	419,500	
62	293,900	342,300	400,700	420,500	
63	294,600	344,000	401,700	421,800	
64	295,100	345,700	402,800	423,000	
65	295,800	347,400	403,600	424,200	
66	296,500	348,700	404,700	425,300	
67	297,100	350,000	405,700	426,400	
68	297,700	351,300	406,700	427,500	
69	298,400	352,800	407,800	428,500	
70	299,100	354,300	408,800	429,700	
71	299,700	355,800	409,900	430,900	
72	300,400	357,300	411,000	432,100	
73	300,900	358,600	412,000	432,700	
74	301,500	360,100	413,100	433,500	
75	302,200	361,600	414,200	434,200	
76	302,700	363,000	415,200	434,700	
77	303,300	364,400	416,100	435,000	
78	303,900	365,900	417,000	435,300	
79	304,500	367,400	418,000	435,700	
80	305,100	368,900	419,000	436,100	
81	305,600	370,200	419,800	436,400	
82	306,100	371,500	420,600	436,800	
83	306,700	372,800	421,300	437,100	
84	307,300	374,000	422,100	437,400	
85	307,700	375,200	422,800	437,700	
86	308,100	376,400	423,400	438,000	
87	308,600	377,500	424,100	438,300	
88	309,100	378,600	424,800	438,600	
89	309,500	379,600	425,400	438,800	
90	310,000	380,700	426,100	439,100	
91	310,400	381,800	426,600	439,400	
92	310,900	382,900	427,200	439,600	

93	311,200	384,000	427,600	439,800
94	311,700	385,100	428,000	440,100
95	312,200	386,100	428,300	440,400
96	312,600	387,200	428,500	440,600
97	312,900	388,200	428,700	440,800
98	313,300	389,200	429,000	441,100
99	313,700	390,100	429,300	441,400
100	314,100	391,000	429,500	441,600
101	314,500	391,800	429,700	441,800
102	314,800	392,800	430,000	442,100
103	315,100	393,600	430,300	442,400
104	315,400	394,500	430,500	442,600
105	315,600	395,300	430,700	442,800
106	315,900	396,200	431,000	443,100
107	316,200	397,100	431,300	443,400
108	316,400	398,000	431,500	443,600
109	316,600	398,800	431,700	443,800
110	316,800	399,800	432,000	444,100
111	317,100	400,700	432,300	444,400
112	317,400	401,600	432,500	444,600
113	317,600	402,200	432,700	444,800
114	317,800	403,100	433,000	445,100
115	318,000	404,000	433,300	445,400
116	318,300	404,900	433,500	445,600
117	318,600	405,700	433,700	445,800
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		

	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	204,600	234,200	308,800
	2	206,200	235,400	310,500
	3	207,800	236,500	312,200
	4	209,400	237,600	313,900
	5	210,900	238,700	315,600
	6	212,500	239,900	317,300
	7	214,100	241,000	319,000
	8	215,700	242,100	320,700
	9	217,200	243,200	322,400
	10	218,800	244,400	324,100
	11	220,400	245,500	325,800
	12	222,000	246,600	327,500
	13	223,500	247,700	329,100
	14	225,100	248,900	330,800
	15	226,600	250,000	332,500
	16	228,200	251,100	334,200
	17	229,700	252,200	335,800
	18	231,300	253,400	337,500
	19	232,800	254,500	339,200
	20	234,400	255,600	340,900
	21	235,900	256,700	342,500
	22	237,400	257,900	344,200
	23	238,800	259,000	345,900
	24	240,200	260,100	347,600
	25	241,600	261,200	349,200
	26	242,800	262,400	350,800
	27	243,900	263,500	352,400
	28	245,100	264,600	354,000
	29	246,200	265,700	355,600
	30	247,200	266,900	357,200
	31	248,200	268,000	358,800
	32	249,200	269,100	360,400
	33	250,100	270,200	361,900
	34	251,100	271,400	363,500
	35	252,100	272,500	365,100
	36	253,100	273,600	366,700
	37	254,000	274,700	368,200
	38	255,000	275,900	369,700
	39	255,900	277,000	371,200
	40	256,900	278,100	372,700
41	257,800	279,200	374,200	

42	258,800	280,400	375,500
43	259,700	281,500	376,800
44	260,700	282,600	378,100
45	261,600	283,700	379,400
46	262,600	284,900	380,700
47	263,500	286,000	381,900
48	264,500	287,100	383,100
49	265,400	288,200	384,300
50	266,400	289,400	385,500
51	267,300	290,500	386,600
52	268,300	291,600	387,800
53	269,200	292,700	388,900
54	270,200	293,900	389,900
55	271,100	295,000	390,800
56	272,100	296,100	391,800
57	273,000	297,200	392,700
58	274,000	298,600	393,600
59	274,900	299,900	394,500
60	275,900	301,200	395,400
61	276,800	302,500	396,300
62	277,800	304,000	397,200
63	278,700	305,400	398,000
64	279,700	306,800	398,800
65	280,600	308,200	399,600
66	281,600	309,700	400,300
67	282,500	311,100	401,000
68	283,400	312,500	401,700
69	284,300	313,900	402,400
70	285,200	315,400	403,100
71	286,100	316,800	403,700
72	287,000	318,300	404,300
73	287,900	319,700	404,900
74	288,800	321,200	405,500
75	289,700	322,600	406,100
76	290,600	324,100	406,700
77	291,500	325,500	407,300
78	292,400	327,000	407,900
79	293,300	328,400	408,500
80	294,200	329,900	409,100
81	295,100	331,300	409,700
82	296,000	332,800	410,300
83	296,900	334,200	410,900
84	297,800	335,700	411,500
85	298,700	337,100	412,000
86	299,600	338,200	412,600
87	300,500	339,200	413,200

	88	301,400	340,300	413,800
	89	302,300	341,300	414,300
	90	303,000	342,300	414,900
	91	303,700	343,300	415,500
	92	304,400	344,300	416,100
	93	305,100	345,200	416,600
	94	305,700	346,100	417,200
	95	306,300	346,900	417,800
	96	306,900	347,700	418,400
	97	307,400	348,500	418,900
	98		349,100	419,500
	99		349,700	420,100
	100		350,300	420,700
	101		350,800	421,200
	102		351,400	421,800
	103		352,000	422,300
	104		352,600	422,900
	105		353,100	423,400
	106		353,700	
	107		354,300	
	108		354,900	
	109		355,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		228,700	261,200	281,300

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	191,600	267,300	301,000	332,100
	2	192,800	268,800	302,600	333,700
	3	193,900	270,300	304,200	335,300
	4	195,000	271,800	305,800	336,900
	5	196,100	273,300	307,300	338,500
	6	197,600	274,800	308,900	340,100
	7	199,100	276,300	310,500	341,700
	8	200,600	277,800	312,100	343,300
	9	202,100	279,300	313,600	344,900
	10	203,900	280,800	315,200	346,500
	11	205,600	282,200	316,800	348,100
	12	207,300	283,700	318,400	349,700
	13	209,000	285,100	319,900	351,300
	14	210,800	286,500	321,500	352,900
	15	212,500	287,900	323,100	354,500
	16	214,200	289,300	324,700	356,100
	17	215,900	290,700	326,200	357,700
	18	217,700	292,100	327,800	359,300
	19	219,400	293,500	329,400	360,900
	20	221,100	294,900	331,000	362,500
	21	222,800	296,300	332,500	364,100
	22	224,600	297,700	334,100	365,700
	23	226,300	299,000	335,600	367,300
	24	228,000	300,400	337,200	368,900
	25	229,700	301,700	338,700	370,500
	26	231,000	303,000	340,300	372,100
	27	232,300	304,300	341,800	373,700
	28	233,600	305,600	343,400	375,300
	29	234,900	306,800	344,900	376,900
	30	236,200	308,000	346,500	378,500
	31	237,400	309,200	348,000	380,100
	32	238,600	310,400	349,600	381,700
	33	239,800	311,600	351,100	383,200
	34	241,000	312,800	352,700	384,800
	35	242,200	314,000	354,200	386,400
	36	243,400	315,200	355,800	388,000
	37	244,600	316,300	357,300	389,500
	38	245,800	317,500	358,900	391,100
	39	247,000	318,700	360,400	392,600
	40	248,200	319,900	362,000	394,200
	41	249,300	321,000	363,500	395,700
42	250,500	322,200	365,100	397,300	

43	251,700	323,400	366,600	398,800
44	252,900	324,600	368,100	400,300
45	254,000	325,700	369,600	401,800
46	255,200	326,900	371,100	403,100
47	256,400	328,100	372,600	404,300
48	257,600	329,300	374,100	405,600
49	258,700	330,400	375,600	406,800
50	259,900	331,600	376,900	408,000
51	261,100	332,800	378,200	409,100
52	262,300	334,000	379,500	410,300
53	263,400	335,100	380,800	411,400
54	264,600	336,300	381,900	412,200
55	265,800	337,500	382,900	412,900
56	267,000	338,700	383,900	413,700
57	268,100	339,800	384,900	414,400
58	269,300	340,800	385,900	415,100
59	270,400	341,800	386,800	415,700
60	271,600	342,800	387,700	416,300
61	272,700	343,800	388,600	416,900
62	273,800	344,700	389,500	417,500
63	274,900	345,500	390,400	418,100
64	276,000	346,400	391,300	418,700
65	277,100	347,200	392,100	419,200
66	278,200	348,000	392,900	419,800
67	279,200	348,800	393,700	420,300
68	280,200	349,600	394,500	420,800
69	281,200	350,400	395,300	421,300
70	282,100	351,200	396,000	421,700
71	282,900	351,900	396,700	422,000
72	283,700	352,700	397,400	422,300
73	284,500	353,400	398,100	422,600
74	285,300	354,200	398,800	422,900
75	286,100	354,900	399,500	423,200
76	286,900	355,600	400,200	423,500
77	287,700	356,300	400,800	423,800
78	288,500	357,000	401,400	424,100
79	289,300	357,600	402,000	424,400
80	290,100	358,300	402,600	424,700
81	290,900	358,900	403,100	424,900
82	291,500	359,400	403,600	425,200
83	292,100	359,900	404,100	425,400
84	292,700	360,400	404,600	425,700
85	293,300	360,800	405,000	425,900
86	293,700	361,300	405,400	426,200
87	294,000	361,800	405,800	426,400
88	294,400	362,300	406,200	426,700
89	294,700	362,700	406,600	426,900

	90		363,200	407,000	
	91		363,600	407,400	
	92		364,100	407,800	
	93		364,500	408,200	
	94		365,000	408,600	
	95		365,400	409,000	
	96		365,900	409,400	
	97		366,300	409,800	
	98		366,800	410,200	
	99		367,200	410,600	
	100		367,700	411,000	
	101		368,100	411,300	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

第2条 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教職調整額)</p> <p>第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに<u>指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）</u>を除く。）には、当該教育職員の給料月額<u>の100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 教職員（<u>指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。</u>）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「<u>教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）</u>」と、「第23条」とあるのは「<u>さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条</u>」と、「規則」とあるのは「<u>教育委員会規則</u>」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「<u>さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条</u>」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）</u>」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第6条</u>」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条</u>」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第12条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(教職調整額)</p> <p>第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、当該教育職員の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「<u>教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）</u>」と、「第23条」とあるのは「<u>さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条</u>」と、「規則」とあるのは「<u>教育委員会規則</u>」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「<u>さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条</u>」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）</u>」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第6条</u>」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条</u>」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「<u>教職員勤務時間条例第12条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>

(休日勤務手当)

第21条 教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）の休日勤務手当については、市職員給与条例第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第2項中「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、同条第2項及び第3項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項中「勤務時間条例第10条」とあるのは「教職員勤務時間条例第11条」と、「勤務時間条例第11条第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第13条第2項」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。

3・4 [略]

(退職者の給与)

第29条 [略]

2 教職員が教育公務員特例法第14条又は公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定に該当する場合を除き、結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3～8 [略]

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は3,800円をそれぞれ加算し

(休日勤務手当)

第21条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の休日勤務手当については、市職員給与条例第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第2項中「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、同条第2項及び第3項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項中「勤務時間条例第10条」とあるのは「教職員勤務時間条例第11条」と、「勤務時間条例第11条第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第13条第2項」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。

3・4 [略]

(退職者の給与)

第29条 [略]

2 教職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定に該当する場合を除き、結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3～8 [略]

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

た額とする。

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

1～32 [略]

(教職調整額に関する経過措置)

33 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第10第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

1～32 [略]

条例の規定による給与の内払とみなす。

(教職調整額に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の規定による認定を受けていないものに対する第2条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例第10条第1項、第20条及び第21条の規定の適用については、当該者が当該認定を受けるまでの間は、なお従前の例による。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

- 令和7年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、教職員の給与の改定等をするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定及び適用（第1条及び附則第2項関係）

- 教職員の給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行い、令和7年4月1日から適用するもの。

(2) 教職調整額の引上げ（第2条中第10条及び附則第33項関係）

ア 教育職員（校長等を除く。）に支給する教職調整額について、給料月額の4%から10%に引き上げるもの。

イ アについて、経過措置として、毎年1%ずつ段階的に引き上げるもの。

(3) 指導改善研修被認定者の適用除外等（第2条中第10条等関係）

ア 教育委員会が教職調整額を支給する教育職員から、指導改善研修被認定者を除くもの。

イ アに伴い、教育委員会が時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する教職員に、指導改善研修被認定者を新たに加えるもの。

(4) 義務教育等教員特別手当の引上げ（第2条中第27条関係）

- 教育職員に支給する義務教育等教員特別手当について、業務の困難性その他の事情を考慮することとし、上限額を月額8,000円から月額8,600円に引き上げるもの。

(施行期日) 公布の日等

3 根拠となる法令

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

令和7年6月18日公布 令和8年1月1日等施行

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 概要

令和7年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、教職員の給与の改定等をするため、所要の改正を行うもの

2. 改正内容

改正理由	項目	改正内容
① 給与改定に伴うもの	給料表	以下の各給料表について、給料月額を引き上げ。 ・教育職給料表(1)、教育職給料表(2) 埼玉県における改定状況等を考慮して改定 ・学校栄養職給料表、学校事務職給料表 行政職給料表との均衡を考慮して改定
② 教員の処遇見直しに伴うもの	ア 教職調整額	教職調整額について、支給割合を給料月額の4%から10%に引き上げ。 ※経過措置として、毎年1月に1%ずつ引き上げ。
	イ 管理職の本給	教職調整額が支給されない管理職（校長等）の本給について、相対的な水準調整のために加算。
	ウ 指導改善研修被認定者の取扱い	指導改善研修を受ける者について、教職調整額の支給対象から除外するとともに、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象に追加。
	エ 義務教育等教員特別手当	義務教育等教員特別手当の支給要件として、業務の困難性その他の事情を考慮することとし、上限額を引き上げ。

3. 施行期日等

上記①：令和7年4月1日

上記②：令和8年1月1日

報告第 2 1 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり申出することを臨時代理する。

令和7年11月18日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別 紙

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		16,627,550	173,385	16,800,935
	1 国庫負担金	14,924,156	189,563	15,113,719
	2 国庫補助金	1,591,359	△ 16,178	1,575,181
24 諸収入		172,041	△ 361	171,680
	6 雑入	129,528	△ 361	129,167
歳入合計		23,009,644	173,024	23,182,668

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		121,267,082	△ 3,995,798	117,271,284
	1 教育総務費	12,341,919	86,782	12,428,701
	2 小学校費	56,600,818	△ 4,227,405	52,373,413
	3 中学校費	26,655,923	42,454	26,698,377
	4 高等学校費	3,411,177	51,018	3,462,195
	6 社会教育費	7,093,933	34,005	7,127,938
	8 特別支援学校費	1,483,140	17,348	1,500,488
歳出合計		121,267,082	△ 3,995,798	117,271,284

第2表

継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額	
10 教育費	2 小学校費	武蔵浦和駅周辺 地区義務教育 学校整備事業	21,994,998	6	21,800	27,143,798	6	21,800	
				7	4,396,603		7	0	
				8	8,797,990		8	1,394,919	
				9	8,778,605		9	8,126,895	
				10	0		10	12,166,080	
				11	0		11	5,434,104	
			指扇小学校 複合施設整備 事業	11,002,670	7	1,100,267	11,651,852	7	7,800
					8	5,501,336		8	2,361,586
					9	4,401,067		9	2,361,586
					10	0		10	4,256,735
					11	0		11	1,144,900
					12	0		12	1,519,245

第3表

繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等整備事業	170,820
		小学校営繕事業	384,905

第4表

債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中等教育学校整備事業（追加分その5）	令和7年度から 令和18年度まで	72,336
見沼小学校外4校給水設備改修工事実施 設計業務	令和7年度から 令和8年度まで	15,967
指扇北小学校浄化槽改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	217,809
学級増等に伴う教室改修等修繕（中学 校）（追加分）	令和7年度から 令和8年度まで	42,386
桜木中学校外1校給水設備改修工事実施 設計業務	令和7年度から 令和8年度まで	6,223
市立特別支援学校基本計画策定業務	令和7年度から 令和8年度まで	25,748

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節
18 国庫支出金	16,627,550	173,385	16,800,935	
1 国庫負担金	14,924,156	189,563	15,113,719	
5 教育費国庫負担金	14,924,156	189,563	15,113,719	1 小学校費負担金 104,290 2 中学校費負担金 84,875 3 特別支援学校費負担金 398
2 国庫補助金	1,591,359	△16,178	1,575,181	
9 教育費国庫補助金	1,591,359	△16,178	1,575,181	2 小学校費補助金 △ 11,696 3 中学校費補助金 △ 4,482
24 諸収入	172,041	△361	171,680	
6 雑入	129,528	△361	129,167	
3 雑入	129,528	△361	129,167	9 教育費雑入 △ 361
歳入合計	23,009,644	173,024	23,182,668	

2 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	121,267,082	△3,995,798	117,271,284	△ 4,925,437	929,639	
1 教育総務費	12,341,919	86,782	12,428,701		86,782	
2 事務局費	5,954,315	86,782	6,041,097		86,782	1 職員人件費（教育総務課） 86,782
2 小学校費	56,600,818	△4,227,405	52,373,413	△ 5,010,710	783,305	
1 小学校総務費	34,990,135	900,211	35,890,346	150,199	750,012	1 職員人件費（教職員給与課） 900,211
4 学校建設費	16,384,419	△5,127,616	11,256,803	△ 5,160,909	33,293	1 小学校新設校建設事業 △ 4,396,603 2 小学校施設等整備事業 △ 1,054,813 3 小学校営繕事業 323,800
3 中学校費	26,655,923	42,454	26,698,377	84,875	△ 42,421	
1 中学校総務費	19,536,447	42,454	19,578,901	84,875	△ 42,421	1 職員人件費（教職員給与課） 42,454
4 高等学校費	3,411,177	51,018	3,462,195		51,018	
1 高等学校総務費	2,610,400	51,018	2,661,418		51,018	1 職員人件費（教職員給与課） 51,018
6 社会教育費	7,093,933	34,005	7,127,938		34,005	
1 社会教育総務費	572,049	5,967	578,016		5,967	1 職員人件費（教育総務課） 5,967
4 図書館費	2,704,972	22,094	2,727,066		22,094	1 職員人件費（教育総務課） 22,094
5 博物館費	253,442	5,944	259,386		5,944	1 職員人件費（教育総務課） 5,944
8 特別支援学校費	1,483,140	17,348	1,500,488	398	16,950	
1 特別支援学校総務費	1,202,255	17,348	1,219,603	398	16,950	1 職員人件費（教職員給与課） 17,348
歳 出 合 計	121,267,082	△3,995,798	117,271,284	△ 4,925,437	929,639	

継 続 費 補 正 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画					令和5年度 度末までの 支出額	令和6年度 度末までの 支出額	令和7年度 度支 出額	令和7年度 度末までの 支出額	令和8年度 度以 降出 額	継続費の 総額に 対する 率		
			年度	年割額		左の財源内訳								一般財源	
						特定財源									
						国県支出金	地方債								その他
10 教育費	2 小学校費	武蔵浦和駅周辺 地区義務教育 学校整備事業	6	補正前	21,800	0	16,300	0	5,500		0		0	0.0%	
				補正後	21,800	0	16,300	0	5,500		0		0	0.0	
			7	補正前	4,396,603	6,723	4,389,400	200	280			4,418,403	4,418,403		20.1
				補正後	0	0	0	0	0			21,800	21,800		0.1
			8	補正前	8,797,990	13,382	6,590,600	200	2,193,808					8,797,990	40.0
				補正後	1,394,919	2,292	1,044,500	200	347,927					1,394,919	5.1
			9	補正前	8,778,605	24,500	6,569,900	200	2,184,005					8,778,605	39.9
				補正後	8,126,895	13,548	6,087,200	200	2,025,947					8,126,895	30.0
			10	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
				補正後	12,166,080	20,356	9,112,800	200	3,032,724					12,166,080	44.8
			11	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
				補正後	5,434,104	8,963	4,070,100	200	1,354,841					5,434,104	20.0
			計	補正前	21,994,998	44,605	17,566,200	600	4,383,593		0	4,418,403	4,418,403	17,576,595	100.0
				補正後	27,143,798	45,159	20,330,900	800	6,766,939		0	21,800	21,800	27,121,998	100.0
		指扇小学校複合 施設整備事業	7	補正前	1,100,267	81,290	780,600	196,855	41,522			1,100,267	1,100,267		10.0
				補正後	7,800	0	5,500	2,300	0			7,800	7,800		0.1
			8	補正前	5,501,336	488,391	3,889,200	200	1,123,545					5,501,336	50.0
				補正後	2,361,586	318,595	1,613,900	200	428,891					2,361,586	20.3
			9	補正前	4,401,067	467,677	3,071,400	200	861,790					4,401,067	40.0
				補正後	2,361,586	318,595	1,613,900	200	428,891					2,361,586	20.3
			10	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
				補正後	4,256,735	489,740	2,954,300	400	812,295					4,256,735	36.5
			11	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
				補正後	1,144,900	59,354	832,800	200	252,546					1,144,900	9.8
			12	補正前	0	0	0	0	0					0	0.0
				補正後	1,519,245	77,713	1,105,800	200	335,532					1,519,245	13.0
			計	補正前	11,002,670	1,037,358	7,741,200	197,255	2,026,857			1,100,267	1,100,267	9,902,403	100.0
				補正後	11,651,852	1,263,997	8,126,200	3,500	2,258,155			7,800	7,800	11,644,052	100.0

債務負担行為補正に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	令和6年度末までの 支 出 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
中等教育学校整備事業 (追加分その5)	72,336	—	0	令和7年度から 令和18年度まで	限度額に同じ	0	0	0	全 額
見沼小学校外4校給水 設備改修工事実施設計 業務	15,967	—	0	令和7年度から 令和8年度まで	限度額に同じ	0	11,600	0	左の特定 財源を除 いた額
指扇北小学校浄化槽改 修工事	217,809	—	0	令和7年度から 令和8年度まで	限度額に同じ	0	163,300	39	左の特定 財源を除 いた額
学級増等に伴う教室改 修等修繕(中学校) (追加分)	42,386	—	0	令和7年度から 令和8年度まで	限度額に同じ	0	31,200	0	左の特定 財源を除 いた額
桜木中学校外1校給水 設備改修工事実施設計 業務	6,223	—	0	令和7年度から 令和8年度まで	限度額に同じ	0	4,500	0	左の特定 財源を除 いた額
市立特別支援学校基本 計画策定業務	25,748	—	0	令和7年度から 令和8年度まで	限度額に同じ	0	0	0	全 額

提案理由書

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、令和7年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響による職員人件費の増額等、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業の入札不調に対応するための継続費の変更等、針ヶ谷小学校外構工事等を翌年度に繰り越すための繰越明許費の設定、及び大宮国際中等教育学校の維持管理費における物価水準の変動に伴うサービス対価を改定するため等の債務負担行為の設定について、市長に申出するものです。

令和7年度12月補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 職員人件費 (教育総務課)		補正額	120,787
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/教育総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/2目 事務局費	- 一般財源	120,787
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/1目 社会教育総務費		
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/4目 図書館費		
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/5目 博物館費		
<事業の目的・内容> 職員に対して、給料等を適切に支給します。			
<補正の目的・内容> 令和7年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響により、給料等に不足額が生じるため、職員人件費について、補正を行うものです。		補正前予算額	7,475,375
<主な事業> 1 職員人件費 120,787		[参考] 事業スケジュール ・令和7年度中 給料等の支給	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 職員人件費 (教職員給与課)		補正額	1,011,031
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/教職員給与課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費 /1目 小学校総務費	18款 国庫支出金	235,472
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費 /1目 中学校総務費	- 一般財源	775,559
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費 /1目 高等学校総務費		
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/1目 特別支援学校総務費		
<事業の目的・内容> 職員に対して、給料等を適切に支給します。			
<補正の目的・内容> 令和7年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響により、給料等に不足額が生じるため、職員人件費について、補正を行うものです。		補正前予算額	56,180,880
<主な事業> 1 職員人件費 1,011,031		[参考] 事業スケジュール ・令和7年度中 給料等の支給	

事務事業名 小学校新設校建設事業		補正額	△ 4,396,603
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	△ 6,723
<事業の目的・内容> 学校規模の適正化を図り、良好な教育環境を整備するため、新設校の建設を行います。		24款 諸収入	△ 200
		25款 市債	△ 4,389,400
		- 一般財源	△ 280
<補正の目的・内容> 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業において、2度の入札不調を踏まえ、建設に必要な経費等を見直したため、継続費の変更を行うものです。		補正前予算額	9,359,340

<主な事業>

1 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業 △ 4,396,603
 義務教育学校の建設工事（建築・電気設備・機械設備）を行います。

[参考]

事業スケジュール

- ・ 令和9年1月 工事着手
- ・ 令和11年12月 工事完了

<継続費の変更>

事業名	年度	年割額	財源内訳				
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業	6	補正前	21,800	0	16,300	0	5,500
		補正後	21,800	0	16,300	0	5,500
	7	補正前	4,396,603	6,723	4,389,400	200	280
		補正後	0	0	0	0	0
	8	補正前	8,797,990	13,382	6,590,600	200	2,193,808
		補正後	1,394,919	2,292	1,044,500	200	347,927
	9	補正前	8,778,605	24,500	6,569,900	200	2,184,005
		補正後	8,126,895	13,548	6,087,200	200	2,025,947
	10	補正前	0	0	0	0	0
		補正後	12,166,080	20,356	9,112,800	200	3,032,724
	11	補正前	0	0	0	0	0
		補正後	5,434,104	8,963	4,070,100	200	1,354,841
	計	補正前	21,994,998	44,605	17,566,200	600	4,383,593
		補正後	27,143,798	45,159	20,330,900	800	6,766,939

事務事業名 小学校施設等整備事業		補正額	△ 1,054,813
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	△ 80,818
<事業の目的・内容> 市立小学校の良好な学習環境を確保するために、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を実施する等、学校施設の整備を推進します。		19款 県支出金	△ 472
		22款 繰入金	△ 184,901
		24款 諸収入	△ 200
		25款 市債	△ 746,900
		- 一般財源	△ 41,522
<補正の目的・内容> 針ヶ谷小学校外構工事において、2度の入札不調を踏まえ、工事に必要となる経費等について、補正を行うものです。併せて、指扇小学校複合施設整備事業において、入札不調を踏まえ、経費等を見直したため、継続費の変更を行うものです。		補正前予算額	5,530,320

<主な事業> 1 針ヶ谷小学校外構工事【繰越明許費】 37,654 針ヶ谷小学校の渡り廊下の解体・新設、自転車置場の新設及びその他工作物等の新設を行います。		[参考] 事業スケジュール 1 針ヶ谷小学校外構工事 ・令和8年3月 入札、契約 ・令和8年4月 工事着手 ・令和8年11月 工事完了 2 指扇小学校複合施設整備事業 ・令和8年6月 第1期工事着手 ・令和10年6月 第1期工事完了 ・令和10年12月 第2期工事着手 ・令和13年1月 第2期工事完了
2 指扇小学校複合施設整備事業 △ 1,092,467 指扇小学校複合施設の建設工事（建築・電気設備・機械設備）及び工事監理を行います。		

<継続費の変更>

事業名	年度	年割額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
指扇小学校複合施設整備事業	7	補正前	1,100,267	81,290	780,600	196,855	41,522
		補正後	7,800	0	5,500	2,300	0
	8	補正前	5,501,336	488,391	3,889,200	200	1,123,545
		補正後	2,361,586	318,595	1,613,900	200	428,891
	9	補正前	4,401,067	467,677	3,071,400	200	861,790
		補正後	2,361,586	318,595	1,613,900	200	428,891
	10	補正前	0	0	0	0	0
		補正後	4,256,735	489,740	2,954,300	400	812,295
	11	補正前	0	0	0	0	0
		補正後	1,144,900	59,354	832,800	200	252,546
	12	補正前	0	0	0	0	0
		補正後	1,519,245	77,713	1,105,800	200	335,532
	計	補正前	11,002,670	1,037,358	7,741,200	197,255	2,026,857
		補正後	11,651,852	1,263,997	8,126,200	3,500	2,258,155

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校営繕事業		補正額	323,800
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	23,566
<事業の目的・内容> 市立小学校の良好な学習環境を確保するために、老朽化した校舎の改修等を行います。		24款 諸収入	39
		25款 市債	225,100
		- 一般財源	75,095
<補正の目的・内容> つばさ小学校において、空調設備の故障が多発しているため、改修工事に要する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	1,454,494
<主な事業> 1 つばさ小学校空調設備改修工事【繰越明許費】 323,800 つばさ小学校の空調設備について、近年故障が多発していることから、改修工事を行います。		[参考] 事業スケジュール ・令和8年2月 入札・契約 ・令和8年4～6月 準備・製作期間 ・令和8年7月 工事着手 ・令和8年10月 工事完了	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 中等教育学校整備事業（追加分その5）		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課	/				
<補正の目的・内容> PFI（BTO）方式により設計、施工から維持管理、運営まで一括して行っている大宮国際中等教育学校整備事業について、物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・令和7年12月 サービス対価の改定に関する確認書の締結 ・令和8年度～18年度 改定後のサービス対価の支払				
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
中等教育学校整備事業（追加分その5）	令和7年度から令和18年度まで	72,336	0	0	0	72,336

事項		見沼小学校外4校給水設備改修工事実施設計業務		補正額	債務負担行為の設定		
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課						
<p><補正の目的・内容> 学校施設リフレッシュ工事に着手するまでの間の維持改修工事を実施します。令和9年度の給水設備改修工事に向けて、令和7年度中から業務に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							
<p><主な事業> 1 債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・令和8年1月 業務発注 ・令和8年3月 設計着手 ・令和8年12月 設計完了</p>			
<p><債務負担行為></p>							
事項		期間	限度額	左の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
見沼小学校外4校給水設備改修工事実施設計業務		令和7年度から令和8年度まで	15,967	0	11,600	0	4,367

事項		指扇北小学校浄化槽改修工事		補正額	債務負担行為の設定		
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設管理課						
<p><補正の目的・内容> 指扇北小学校の浄化槽について改修工事を実施します。令和8年度当初から工事に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							
<p><主な事業> 1 債務負担行為の設定</p>				<p>[参考] 事業スケジュール ・令和8年2月～3月 契約締結 ・令和8年4月 工事着手 ・令和8年12月 工事完了</p>			
<p><債務負担行為></p>							
事項		期間	限度額	左の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
指扇北小学校浄化槽改修工事		令和7年度から令和8年度まで	217,809	0	163,300	39	54,470

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項		学級増等に伴う教室改修等修繕（中学校）（追加分）		補正額	債務負担行為の設定		
局/部/課	教育委員会事務局／管理部／学校施設管理課						
<補正の目的・内容> 令和8年度から中学校で35人学級を順次導入するため、教室改修等を実施します。令和7年度中に修繕に着手する必要があるため、債務負担行為を追加で設定するものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定				[参考] 事業スケジュール ・令和8年2月～3月 契約締結、修繕着手 ・令和8年4月 修繕完了			
<債務負担行為>							
事項		期間	限度額	左の財源内訳			
学級増等に伴う教室改修等修繕（中学校）（追加分）		令和7年度から令和8年度まで	42,386	国県支出金	地方債	その他	一般財源
				0	31,200	0	11,186

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項		桜木中学校外1校給水設備改修工事実施設計業務		補正額	債務負担行為の設定		
局/部/課	教育委員会事務局／管理部／学校施設整備課						
<補正の目的・内容> 学校施設リフレッシュ工事に着手するまでの間の維持改修工事を実施します。令和9年度の給水設備改修工事に向けて、令和7年度中から業務に着手する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定				[参考] 事業スケジュール ・令和8年1月 業務発注 ・令和8年3月 設計着手 ・令和8年12月 設計完了			
<債務負担行為>							
事項		期間	限度額	左の財源内訳			
桜木中学校外1校給水設備改修工事実施設計業務		令和7年度から令和8年度まで	6,223	国県支出金	地方債	その他	一般財源
				0	4,500	0	1,723

事項	市立特別支援学校基本計画策定業務	補正額	債務負担行為の設定
局/部/課	教育委員会事務局／学校教育部／特別支援教育室		
<補正の目的・内容> 市立特別支援学校（知的障害）を早期に設置するため、基本計画策定業務について、令和7年度中に契約手続き及び事業着手等が必要なため、債務負担行為の設定を行うものです。			

<主な事業> 1 債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・ 令和8年3月 契約締結 ・ 令和8年3月～令和9年2月 基本計画策定業務
-----------------------	--	---

<債務負担行為>

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
市立特別支援学校基本計画策定業務	令和7年度から 令和8年度まで	25,748	0	0	0	25,748